

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-3
処分の種類	長野県少年自然の家の利用の停止、利用許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	長野県少年自然の家条例 第4条・第12条			
処分の概要	少年自然の家の利用許可の取り消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】 長野県少年自然の家条例 (利用の許可) 第4条 少年自然の家を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 (管理の基準) 第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。 (3) 少年自然の家の利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとする。</p> <p>長野県少年自然の家規則 (遵守事項) 第5条 利用者その他の少年自然の家を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。 (2) 施設又は備品を損傷しないこと。 (3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。 (4) 備品を少年自然の家の外に持ち出さないこと。 (5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。 (6) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。 (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、少年自然の家の秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て定める事項 (利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合) 第9条 条例第12条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。</p>			
基準の制定根拠	長野県少年自然の家条例第12条第3号、長野県少年自然の家規則第5条・第9条			